

文京区補助金等チェックシート

所属 保健衛生部健康推進課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区特定不妊治療費融資あつせん								
根拠規定等	文京区特定不妊治療費融資あつせん要綱								
創設年月	平成	22	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	4年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業		中事業		実施計画事業番号	
	6衛生費	1保健衛生費	3保健予防事業費	14母子保健対策		9特定不妊治療費融資あつせん		015	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	健康保険が適用されず高額の治療費がかかる特定不妊治療を行う者に対して、金融機関による資金の融資をあつせんするとともに、当該融資に係る利子の補給を行う。						
補助事業等の内容	不妊治療に係る医療費について指定した金融機関による融資をあつせんし、各借受者の約定融資残高に2.0%を乗じて得た額を利子補給する。融資あつせん額は1回の治療につき50万円までで最大5回まで融資ができる。						
補助対象経費の内容	特定不妊治療の医療費に係る融資残高						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 指定した金融機関(朝日信用金庫、城北信用金庫、巣鴨信用金庫、滝野川信用金庫、東京都民銀行)の支店から融資を受けた区民						
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 (補助率 2.0%) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他						
	[その他の場合は具体的に記入]						
公募の状況	[定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民票、戸籍謄本、納税証明書、他)						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	子育て家庭の支援を行う事業として区の次世代育成、少子化対策の推進力となる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	各種子育て支援施策の充実として必要な事業である。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	少子化対策を進めるうえで、医療面の支援事業として公益性が高い。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	保健適用外の治療費のため、一時的に高額な負担を負わせることとなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	ホームページにて広く周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	実施要綱に基づき金融機関と契約を結び、請求に基づき決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	B	事業開始後4年を経過した。利用者が少ないが、現時点で代替策を考えてない。
	補助金の交付による効果が認められるか	B	助成の申請を受ける件数は年、数件である。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	B	助成後の調査は行ってない。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	特定不妊治療の受診者の経済的負担の軽減により次世代育成に資することで、還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	4	3	6	10
決算(予算)額	19	30	84	110
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	19	30	84	110
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

本制度開始から5年目を迎えたが、新たな申請件数は年間一桁を推移している。申請件数は少ないが、本事業は、次世代育成を支援する事業として継続が必要である。